**１、平成３０年１０月から創設される加算について**

**別紙１**

**従前の介護予防通所介護に相当するサービス**

|  |  |
| --- | --- |
| 加算の種類 | 単位数 |
| 生活機能向上連携加算 | ２００単位（１月につき） |
| 生活機能向上連携加算（運動器機能向上加算を算定している場合） | １００単位（１月につき） |
| 栄養スクリーニング加算 | ５単位（１回につき）※６月に１回を限度とする。 |

**従前の介護予防訪問介護に相当するサービス**

|  |  |
| --- | --- |
| 加算の種類 | 単位数 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | １００単位（１月につき） |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ） | ２００単位（１月につき） |

**※上記の算定要件は、平成３０年度介護報酬改定後の通所介護、訪問介護の取扱に準ずる。**

**２、その他の加算・減算に関する算定要件の変更について**

**従前の介護予防通所介護に相当するサービス**

●生活機能向上グループ連携加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

●栄養改善加算の算定要件については、平成３０年度介護報酬改定後の通所介護の取扱に準ずる。

**従前の介護予防訪問介護に相当するサービス**

●介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合に係る減算について、平成３０年度は現に従事している者に限ることとし、また本減算は平成３０年度末までの取扱とする。

●生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定はできない。

●事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者２０人以上にサービスを行う場合の減算における、建物の範囲については、平成３０年度介護報酬改定後の訪問介護の取扱に準ずる。

**３、介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に**

**関する届出について**

新たに新設される加算のうち、**介護予防通所介護に相当するサービス「生活機能向上連携加算」**については、届出が必要となります。算定する場合は、ご提出をお願いします。

提出期限　**平成３０年９月１４日（金）（平成３０年１０月から算定する場合）**

提出先　　地域包括ケア推進課　包括ケア推進係

提出書類　「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」

　　　　　「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」

提出書類の様式は、市ホームページに掲載しています。

【届出に必要な様式掲載場所】

　東広島市ホームページ：http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/

　トップページ＞組織からさがす＞健康福祉部＞地域包括ケア推進課＞事業者向け情報（総合事業）＞変更届・体制届について

**４、介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表、**

**単位数表マスタインターフェースについて**

平成３０年１０月からの単位数サービスコード表、単位数表マスタインターフェースは、市ホームページに掲載予定です。

|  |  |
| --- | --- |
| 単位数サービスコード表 | 平成３０年９月上旬掲載予定 |
| 単位数表マスタインターフェース（ＣＳＶ） | 平成３０年１０月中旬掲載予定 |

【掲載場所】

　東広島市ホームページ：http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/

　トップページ＞組織からさがす＞健康福祉部＞地域包括ケア推進課＞事業者向け情報（総合事業）＞単位数サービスコード表、単位数表マスタインターフェース（ＣＳＶ）